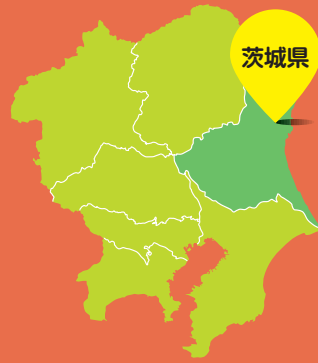


# 全ての福祉施設の災害対策の基準の底上げなどにより、災害対応力を総合的に強化



問い合わせ先 茨城県保健福祉部  
 ☎ 029-301-3121 ■ <http://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/hokenfukushi/>

- 災害計画の策定、連携・協力体制の構築などの災害対策について、国の基準以上の県独自の基準を条例に規定
- 全ての福祉施設の災害対策の底上げ、各施設間の防災連携などにより、福祉施設全体の災害対応力を総合的に強化



複数の種別の福祉施設が連携して実施した防災訓練の様子

## 取組の背景 福祉施設の種別ごとに国の基準が異なることが課題に

- 茨城県は、東日本大震災の被災県として、福祉施設の入所者の安全を確保する観点から、災害への備えを充実させ、防災対策を総合的に強化することが急務となっていた。
- しかしながら、従来、福祉施設の災害対策に関する国の基準は、所管法律ごとの省令に規定されており、施設の種別によって基準の内容が異なっていた。このため、複数の施設を展開する法人では、福祉施設の種別ごとに災害対策として別々の対応が求められるなどの複雑な状況となっていた。

## 取組の概要 国の基準以上の災害対策基準を規定した19条例を制定

- 第1次一括法及び第2次一括法による児童福祉法などの改正を踏まえ、福祉施設などの災害対策に関する設備・運営についての県独自の統一基準を規定し、災害対策の強化を図った。
- 具体的には、19条例を制定し、災害設備の設置、具体的な災害計画の策定、関係機関への通報体制の整備、定期的な訓練の実施について、国の基準では施設によって「努力義務」や「規定なし」とされていたが、全て「義務」に統一した。また、災害時に備えた食品や医薬品などの備蓄、地域住民や他の社会福祉施設などとの連携・協力体制の構築についても、国の基準では「規定なし」とされていたが、「努力義務」に上乗せ規定した。

## 取組の成果 全ての福祉施設の対策の底上げなどにより、災害対応力を強化

- 条例の制定により、災害計画の策定及び食品・医薬品の備蓄などが明確となり、改めて災害に対する意識付けがなされ、全ての福祉施設における災害対策の水準が一定レベルに引き上げられるとともに、複数の施設を展開する法人にとっても統一的な対応が可能となった。
- また、これまで義務が課せられていなかった分野についても、条例に基づき指導することが可能となったため、重点検査事項として実地検査を行い、不備があれば指摘を行う体制を整備した。
- さらに、「地域住民や他の社会福祉施設などとの連携・協力体制の構築」の努力義務化により、特別養護老人ホームなどの老人福祉施設における災害時の相互支援を目的とした職員研修や施設行事が合同で開催されている。また、地域貢献活動の推進などを目的とした「老人福祉施設間パートナーシップ協定」の締結が推進され、特別養護老人ホームの9割で締結済み(平成27年9月現在)となるなど、各施設間の防災連携が促進されている。
- 県と福祉施設の間で基本協定(例：「災害時における介護老人保健施設に関する基本協定書」)が締結され、大規模災害発生時における要支援施設への職員派遣などの応援・協力体制が整備されている。

【災害対策に係る施設種別ごとの県独自の基準(下線部が県独自の基準)】

施設名	災害設備の設置 災害計画の策定 定期的な訓練の実施	関係機関への 通報体制の整備	食品・医薬品などの備蓄 連携・協力体制の構築
保護施設 婦人保護施設	義務	規定なし → 義務	規定なし → <u>努力義務</u>
児童福祉施設	努力義務 → 義務	規定なし → 義務	規定なし → <u>努力義務</u>
老人福祉法関連施設 軽費老人ホーム 介護保険法関連施設 障害者総合支援法関連施設 児童福祉法関連施設	義務	義務	規定なし → <u>努力義務</u>

## 地方分権改革との関連

- 従来、福祉施設における災害対策については、児童福祉法に基づく「児童福祉施設最低基準」(省令)などにより、全国一律の基準が適用されてきた。
- 平成23年4月の第1次一括法及び同年8月の第2次一括法により、児童福祉法などが改正され、福祉施設における災害対策の基準について、地方公共団体の条例による設定が可能となった。この結果、各地方公共団体(都道府県、指定都市、中核市など)が地域の実情に応じた独自の基準を定めることが可能となり、茨城県は、平成24年12月、「児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」など19条例を制定し、県独自の基準を明確化した(平成25年4月施行)。